

寝屋川市ぱちんこ屋等に関する技術指針

寝屋川市ぱちんこ屋等に関する技術指針

(趣旨)

第1条 この指針は、寝屋川市開発事業に関する指導要綱施行要領(平成21年7月1日制定。以下「要領」という。)の適用に係る技術基準のうち、ぱちんこ屋等の開発等に係る技術基準について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この指針における用語の意義は、建築基準法(以下「法」という。)及び寝屋川市開発事業に関する指導要綱(以下「要綱」という。)によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) ぱちんこ屋等 ぱちんこ屋及びこれに類する遊技場をいう。
- (2) 建築主等 ぱちんこ屋等の開発事業者、建築主、所有者又は管理者をいう。

(建築主の責務)

第3条 ぱちんこ屋等の新築をしようとする者に対しては、当該建築物及び看板類の意匠、形態及び設置場所について、寝屋川市景観条例(平成22年寝屋川市条例第7号)及び寝屋川市屋外広告物条例(平成26年市条例第31号)に基づき、良好な環境の保全を阻害しないよう求めるものとする。

(建築等の同意)

第4条 ぱちんこ屋等の新築をしようとする者に対しては、あらかじめぱちんこ屋等新築等同意申請書(以下「同意申請書」という。)に次の各号に掲げる書面を添付して提出し、市長の同意を得るよう求めるものとする。

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) ぱちんこ屋等の建築の計画を示す書面

2 前項の申請は、要綱第7条第1項に規定する開発事業事前協議申請書と同時に行うよう求めるものとする。この場合において、同意申請書に添付する図書は、開発事業事前協議申請書に添付する図書と兼ねることができる。

3 同意申請書の提出があったときはこの内容を審査し、当該申請書の提出のあった日の翌日から起算して90日以内に、同意又は不同意の決定を行い、当該

申請者に対し、ぱちんこ屋等新築等同意(不同意)決定通知書により、不同意のときはその理由を付して通知するものとする。

(同意の基準)

第5条 前条の同意は、申請のあった開発事業の内容が次の各号のすべてに該当するよう努めるものとする。ただし、同意を行ったとしても良好な都市環境の保全及び形成を害しないと市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 開発区域が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第二種住居地域又は準住居地域内でないこと。
- (2) 開発区域が別表第1に規定する施設に係る敷地の周囲100メートル(当該施設の敷地が都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域にある場合にあっては、当該施設の敷地の周囲50メートル)以内の区域でないこと。
- (3) 開発区域が通学路の両側それぞれ50メートル以内の区域でないこと。

2 第1項の同意は、寝屋川市土地利用等調整協議会の議を経て行うものとする。

(工事完了届)

第6条 ぱちんこ屋等の新築に関する工事が完了した建築主等に対しては、その旨を速やかに市長に届け出るよう求めるものとする。

(勧告等)

第7条 建築主等がこの指針の規定に反する場合には、建築主等に対して必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(雑則)

第8条 この指針に定める文書等の様式及びこの指針の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

この指針は、この指針の施行の日以後に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続きを行う開発事業に適用し、同日前に当該手続を行った開発事業については、なお従前による。

- (1) 大規模開発事業 寝屋川市開発事業に関する指導要綱第6条第1項の規

定による開発事業事前調査書の提出

(2) 一般開発事業 寝屋川市開発行為に関する指導要綱第7条第1項の規定による開発事業事前協議申請書の提出

(3) 小規模開発事業 寝屋川市開発行為に関する指導要綱第11条の規定による小規模開発事業協議申請書の提出

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成28年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この指針による改正後の寝屋川市ぱちんこ屋等に関する技術指針の規定は、この指針の施行の日以後に行う開発事業の手続について適用し、同日前に当該手続を行った開発事業については、なお従前による。

別表 第1 (第5条第1項第2号関係)

- | |
|---|
| <p>1 学校 (学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は同第134条第1項に規定する各種学校のうち主として外国人の幼児、児童、生徒等に対して教育を行うものをいう。)</p> <p>2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所をいう。</p> <p>3 病院 (医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。)又は診療所 (同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)</p> |
|---|